

令和8年度 保育園等への入園について

申込みを受付する保育園

小坂町に住民登録されている方は、町教育委員会へ申込手続きをする必要があります。町外の保育園等に入園を希望する場合も町教育委員会です。

町内認可保育園（1か所）	
名 称	小坂マリア園
所 在 地	小坂字上前田7－9（TEL. 0186-29-3222）
開所時間	午前7時から午後7時まで
対 象	0～5歳児
保 育 料	年齢に関わらず第1子から無料

幼稚園を希望する場合は、入園決定後、入園決定通知の写しを添付して必要書類を提出してください。



保育園の入園基準

保育園を利用するためには、次のいずれかに該当することが必要です。

- | | |
|--------------|---------------------|
| 1. 就労 | 6. 就学等 |
| 2. 求職活動 | 7. 災害復旧 |
| 3. 妊娠、出産 | 8. 育児休業 |
| 4. 保護者の疾病、障害 | 9. 虐待やDV等のおそれがあること。 |
| 5. 親族の介護・看護 | その他、町長が認める場合。 |

※入園可否や優先順位は、保育実施基準により決定します。利用調整、入園審査を経て、児童の健康診断・面談などを行い、入園の承諾となります。

保育施設利用料、副食費について

保育施設利用料は、児童の年齢や保護者の市町村民税の額（合算額）などにより算定します。世帯状況によっては、同居の祖父母の税額で算定する場合があります。算定期間は、4～8月までは前年度の税額で、9月～3月は当年度の税額で算定します。

町では、児童の年齢に関わらず、第1子から保育施設利用料が無料です。3～5歳児クラスの副食費については、町が全額助成を行っています。

入園申込について

【提出書類】

1. 教育・保育給付認定申請書兼現況届兼保育所等利用申込書（児童1人につき1枚）
2. 就労証明書または申立書
※就労証明書は就労されている方、申立書は就労以外の方
3. 個人番号（マイナンバー）申告書
※申請者の個人番号確認書類のコピー、本人確認書類のコピーを貼付
4. すこやか子育て支援事業助成申請書（児童1人につき1枚）
5. その他：障害者手帳の写し（障害のある方がいる場合）

【受付場所】

小坂町教育委員会 総務班（セパーム事務室内）

※提出書類は封筒に入れ、封をして提出してください。

郵送での提出も受け付けます。

【受付期間】

令和7年10月10日(金)から令和7年10月31日(金)まで

【申込書提出後の予定】

- 1 1月～ 入園審査、利用調整
- 2 月 健康診断、面談
- 3 月 入園承諾通知
- 4 月 保育施設利用料等通知

【その他】

途中入園の申込受付は、前月5日までです。（例えば、8月入園希望の場合は7月5日が締切日です。）入所日は各月1日からとなります。

ご注意ください

- ◇住所、氏名、家族の状況、勤務先等が変わった場合は、速やかに届け出てください。
- ◇保育園の利用にあたっては、児童と同居している親族などが十分に児童を保育できない家庭を対象としています。退職などにより保育が可能となった方がいる場合は、保育園の利用が解除（退所）となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ◇父母等が求職中を理由に入園させる場合は、入園期間が原則3か月間の限定入園となります。なお、その間に就労した場合は、入園期間を延長することができます。
- ◇修正申告等により税額が変更になった場合は、町教育委員会へ連絡してください。

小坂町教育委員会 総務班 保育担当（セパーム事務室内）
TEL. 0186-29-2342 〒017-0201 小坂町小坂字砂森7-1